【銀山城と杉原氏関係文書】

1　南北朝期の杉原氏

［杉原右（左）近将監（時綱カ）］

一、六波羅施行状案　（「高野山興国寺文書」所収）

高野山大塔領備後國太田庄雑掌慶海申當庄内山中郷公文善願（今者死者）子息富部申彌五郎貞信背下知状抑留年貢由事、重申状如比、早任先下知可致沙汰之旨、相觸之、載起請之詞、可被進請文也、仍執達如件、

嘉元三年三月卅日　（金澤貞顕）（越後守）判　（北条時範）（遠江守）判

土肥六郎殿

椙原右近将監殿

［杉原淡路守泰綱］

二、畠山貞国細川顕氏連署施行状　（「浄土寺文書」所収）

浄土寺雑掌為俊申、備後国因嶋事、早大田弥五郎相共莅彼所任安堵状、沙汰付為俊、可被執進請取之状如件、

建武三年三月四日　源貞国（花押）　源顕氏（花押）

椙原淡路守殿

三、椙原泰綱請文　（「浄土寺文書」所収）

浄土寺領備後国因嶋地頭職事、去二月十九日将軍家安堵御下文并今月四日御教書謹拝見仕候了、任被仰下之旨、太田弥五郎相共莅彼所、打渡下地、仍為俊請取執進之候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月七日　淡治（路）守平泰綱（請文）（裏花押）

［杉原又二郎為平］

四、足利尊氏下文写　（「椙原文書」所収）

尊氏判

下　椙原又二郎為平

可令早領知備後国木無庄地頭職之事

右人為勲功賞、所宛行也、者守先例可被沙汰之状如件

建武三年三月四日

五、椙原為平書状　（「浄土寺文書」所収）

貴礼之趣委細拝見仕候、抑尾道浦中殺生禁断事、如往古可有御興行之由承候、尤可然候、於為平分領者、堅可有御禁断候、若於扶持之仁等中、寄事於左右、背制法候者、注給交名、可處罪科候、委細之旨令申入光一御房候了、恐々謹言、

（異筆）「延文三年　」　三月廿日　為平（花押）

浄土寺方丈　御返事

［杉原小三郎光良］

六、椙原小三郎光良軍忠状　（「椙原文書」所収）

椙原小三郎光良申

一、今年□正月十六日、同□日合戦抽忠節十六日之分取之条□真五郎左衛門尉見知了

一、二月十日、打出西宮合戦抽忠節畢

一、五月十八日、備中国福山合戦抽忠節之条、高尾張権守見知了

一、同廿五日、摂津国兵庫浦合戦之時、抽忠節御敵討取之条、執事見知了

一、六月六日、山責之時、致忠勤追上御敵之条、仁木伊賀守殿見知了

□、同月廿六日、夜討之時、抽忠節追返御敵了

一、同晦日、於近衛河原先発之分取之条、執事御見知了、然早賜御判、欲備末代亀鏡、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年七月五日　平光良（上）（裏花押）

進上　御奉行所（○高師直）（花押）

［杉原左近将監光房］

七、足利直義下知状　（「浄土寺文書」所収）

備後国浄土寺雑掌祐尊申、同国金丸名事

右於金丸・上山村地頭職并草村公文職者、去々年（暦応二）十月六日為塔婆料所進當寺之間、沙汰付雑掌訖、而如被副下去年三月廿二日　院宣之在廳常五郎左衛門尉経康申状者、金丸名者帯　院宣并関東下知状、當知行無相違可被止御寄進云々、仍為本所領否、相尋守護人細河刑部大輔頼春・椙原左近将監光房之處、如頼春所執進之代官長隆同十一月廿一日請文者、金丸名為竹内弥二郎兼幸跡之間、為闕所、御寄進浄土寺、但彼名内應輸田者、國衙相綺云々、如同十月廿日光房請文者、應輸田國衙進止、其外為地頭職之由、雖承及、無分明所見云々、爰経康為敵遂電之旨、浄土寺雑掌依令申尋問光房并矢野壹岐蔵人倫連之刻、如去四月廿五日光房請文者、属禅師宮為令旨執筆之由、土肥弥六郎入道々妙告申之間、守護代長隆相尋之處、遂電云々、如同七月廿六日倫連請文者、當国動乱之刻、為敵遂電之旨承及云々各起請之詞者、當名為兼幸之跡、為闕所之由、守護人注進之上、経康遂電之間、無據糺明、旁不及沙汰之状下知如件、

暦應四年十月廿三日

左兵衛督源朝臣（足利直義）（花押）

八、椙原光房奉書　（「浄土寺文書」所収）

備後国浄土寺雑掌寂明申、御寄進地同国得良郷地頭職事、訴状（副具書）如比、鞆浦小松寺雑掌賢性致違乱云々、所申無相違者、可退彼妨、若又有子細者、可参決之旨相觸之、載起請之詞、可被注申之状、依仰執達如件、

観應二年六月廿九日　工藤右衛門尉殿

（附箋）「當國木梨邑城主椙原左近将監光房殿」　散位（花押）

九、杉原光房施行状　（「筑前住吉神社文書」所収）

筑前國一宮住吉御寄附地豊前國赤庄事、任去正月十八日御寄進状、可被沙汰付下地於當社主政忠之状、依仰執達如件、

貞和七年二月廿八日　（杉原光房）散位（花押）

太宰筑後守殿（少貳頼尚）

一〇、杉原光房施行状　（「肥前修学院文書」所収）

背振山御寄進地筑後國□井庄古飯村（古飯次郎資信跡）地□□事、任去年十二月廿八日御寄附之状、可被致其沙汰之状、依仰執達如件、

貞和七年二月十八日　（杉原光房）散位（花押）

宇都宮常陸前司殿（冬綱）

一一、杉原光房施行状　（「肥前高城寺文書」所収）

肥前國佐嘉郡惣社畠地（高来井崎太郎跡）、笠寺三郎入道跡（壹町五段、古國府七段）、同郡内野辺彌太郎跡事、守去年十二月十八日御寄進状、可被沙汰付春日山高城寺雑掌之状、依仰執達如件、

観應二年六月十七日　散位（花押）

河尻肥後権守殿（幸俊）

一二、足利直冬軍勢催促状（『大日本史料』「深堀記録証文」所収）

去月廿七日、将軍家御教書如比、任仰下之旨所発向也、肥前國地頭御家人等早速可馳参之旨相觸之、至難渋之輩者、可令注進交名之状、如件、

観應二年八月廿七日　　（幸俊）

河尻肥後権殿

【杉原民部丞親光】

一三、室町幕府執事奉書　（『浄土寺文書』所収）

諸國利生塔安國寺事、建武以来御願異他、且為　勅願所被下通号也、仍差警固、可専興之由評議訖、早備後國利生塔同料所櫃田村事、宮平太郎相共任雑掌申請之旨、止武士并甲乙人之妨、且全寺領之所務、且可注進造営之成否、将又有違乱之訴者、縦雖不遣奉書、毎度停止狼藉、可被注申子細、寄事於左右、若有非法之儀者、可被處罪科之状、依仰執達如件、

貞和二年六月十六日　　（高師直）

武蔵守（花押）

（親光）

椙原民部丞殿

一四、細川頼之書状　（『高野山文書宝簡集　五』所収）

（押紙）

「至應安七二廿一」

吉事々奮候了、

抑去年進状候之處、注進到来、委細承候了、就其、高野領備後國尾道浦太田方領家職事、椙原民部入道猶以押領、不可説候、先打渡寺家、退可申所存之由、堅可被仰候、且九州えも令申候、定可有厳密御沙汰候歟、恐々謹言、

（應安七年）

二月五日　　（細川）

長瀬入道殿　　頼之（花押）

【杉原彦次郎為憲】

一六、椙原為憲官途申文　○長門高洲家文書

（足利尊氏）

（花押）

椙原為憲望申官途事、

隼人佑

右、預御吹挙、為拝任、言上如件

観應二年二月　日

【椙原彦太郎信平】

一七、足利尊氏下文　『福山志料』所収

袖判（花押）

下　椙原彦太郎信平

可令早領知、備後國本郷木梨庄地頭職

右、以人、為勲功之賞、所宛行也、守先例、可沙汰之状、如件

建武三年五月廿日

【杉原餘四郎國遠】

一五、長井聖重（重継）譲状　○長門田総家文書

譲与

備後國石成庄下村地頭職事、

右、於本領等者、去貞和二年二月九日書與譲状訖、、但當庄事同雖可書入先度状、杉原餘四郎國遠依有對論之子細、暫雖閣之、於今者御沙汰令落居、當知行之間、相副御下文御施行等、所譲渡嫡子孫次郎直千也、仍為後日譲状如件、

貞和五年三月七日　　聖重（花押）

【杉原民部丞親光】

一三、室町幕府執事奉書　（『浄土寺文書』所収）

諸國利生塔安國寺事、建武以来御願異他、且為　勅願所被下通号也、仍差警固、可専興之由評議訖、早備後國利生塔同料所櫃田村事、宮平太郎相共任雑掌申請之旨、止武士并甲乙人之妨、且全寺領之所務、且可注進造営之成否、将又有違乱之訴者、縦雖不遣奉書、毎度停止狼藉、可被注申子細、寄事於左右、若有非法之儀者、可被處罪科之状、依仰執達如件、

貞和二年六月十六日　　（高師直）

武蔵守（花押）

（親光）

椙原民部丞殿

一四、細川頼之書状　（『高野山文書宝簡集　五』所収）

（押紙）

「至應安七二廿一」

吉事々奮候了、

抑去年進状候之處、注進到来、委細承候了、就其、高野領備後國尾道浦太田方領家職事、椙原民部入道猶以押領、不可説候、先打渡寺家、退可申所存之由、堅可被仰候、且九州えも令申候、定可有厳密御沙汰候歟、恐々謹言、

（應安七年）

二月五日　　（細川）

長瀬入道殿　　頼之（花押）

一八、足利義詮下文　『萩藩閥閲録』所収

義詮公ノ

御判

下　椙原彦太郎信平

可令早領知備後國福田庄・高洲庄庄地頭職事

右以人、為勲功之賞所宛行也、守先例、可沙汰之状、如件

観應二年二月十二日

一九、上杉重能打渡状

備後國高洲社地頭職事、任正月十三日御教書之旨、五分三沙汰付椙原太郎左衛門尉信平候畢、仍渡状如件

（観應二年カ）

二月四日　　重能　判

大田垣能登守殿

和智新蔵人殿

【杉原千代松丸光信】

二〇、足利義詮軍勢催促状　『萩藩閥閲録』所収

備後國凶徒退治事、所差岩松禅師房房頼也、早令発向可抽忠節之状如件

（義詮）

尊氏公

御判

杉原千代松丸殿

観應三年六月廿三日

2　椙原保関係文書

一、官宣旨　『石清水文書（田中家文書）』所収

御調別宮、椙原保

保元三年（一一五八）十二月三日付け

二、源頼朝下文　『石清水文書（田中家文書）』所収

御調別宮、椙原別宮

元暦二年（一一八五）正月九日付け

三、備後守護山名持豊施行状　『石清水文書（田中家文書）』所収

石清水八幡宮領備後國薗江神村新庄椙原等事、任先年御教書之旨、彌可被停止使者入部之状如件、

寛正二年五月二日　　（山名持豊）

花押

犬橋下野入道殿

四、備後守護山名政豊施行状　『石清水文書（田中家文書）』所収

八幡領備後國薗江神村新庄椙原等御修理段銭之事、任先例為免除之地、可被停止催促候也、恐々謹言、

六月十七日　　政豊（花押）

大田垣能登守殿

和智新蔵人殿

五、足利義持袖判下文　『椙原文書』所収

（足利義持）

（花押）

備後國木梨庄地頭職半分、伊多岐社地頭職半分、大田庄地頭職内倉敷尾道浦半分田畠屋敷、杉原保内知行分残郷地頭職半分、并福田浜田事、任当知行之旨、杉原〔太郎光貞同一族等不可有相違領掌之状如件、

應永卅年十二月廿三日

3 浄土寺禁制

一、足利直冬禁制

備後國浄土寺・曼陀羅寺々邊　并當寺領内山野河海殺生禁断事

右固所加禁制也、於違犯之輩者、就注申、可處罪科之状如件、

観應二年七月一日　　左兵衛佐（直冬）源朝臣（花押）

二、椙原光房禁制状

備後國栗原・歌嶋浦々寺邊殺生禁断事、任先例、固可有警御沙汰候也、恐惶謹言、

（異筆）「文和二年」三月廿三日　　散位光房（花押）

進上　浄土寺長老　侍者御中

三、椙原信平禁制

禁制

尾道浄土寺々邊殺生禁断事

右自往古於寺邊固所致禁制也、然近年寄緯於世上動乱、違犯之輩出来云々、太不可然、向後堅所令加制心也、至不法之族者、可處重科之状如件、

延文三年　三月廿日　　左衛門尉信平（花押）

四、椙原為平書状

貴札之趣委細拝見仕候、抑尾道浦中殺生禁断事、如往古可御興行之由承候、尤可然候、於為平分領者、堅可有御禁断候、若於扶持之仁等中、寄事於左右、背制法候者、注給光名、可處罪科候、委細之旨令申入光一御房候了、恐々謹言、

（異筆）「延文三年」三月廿日　　為平（花押）

浄土寺方丈　御返事

五、左近将監重尚書状

於浄土寺殺生禁断所、供采人等假社家威、致殺生之由承及候、殊以無勿躰候、自往古放生之地候之上、縦雖供采人候、固可有御禁制候、若於違犯之輩者、任法可加炳誡候、諸事期後信候、恐惶謹言、

（貼紙）「杉原伯耆守光房殿之一族乎代々以左近将監将監為名乍　」

（異筆）「貞治四乙巳」二月廿二日　　左近将監重尚状（花押）

進上　浄土寺長老　侍者御中

4 康正二年造内裏段銭并国役引付

参貫文　杉原新蔵人殿　備後国草原村段銭

九貫六百文　杉原美濃守殿　備後国父木野

四ヶ所分段銭

六貫五百七十九文　杉原因幡守殿　備後国信敷

名立【主歟】職段銭

拾貳貫三百七十五文　杉原彦四郎殿　備後国木梨庄段銭

八貫二百八十五文　杉原千代松丸　備後国三原浦并高洲社分

五貫文　杉原左京亮殿　備後国杉原本庄段銭

5 康永二年引付番文抜粋（結城文書一）

五番

越後守（高師泰）　駿河守（高重茂？）　長井丹後入道（宗衡？）伯耆入道（二階堂道本）　後藤壱岐入道（基雄？）　東下総入道　島津豊後前司（忠氏）　後藤対馬守（行重）　雑賀隼人入道（西義）豊前四郎左衛門入道　斎藤四郎兵衛入道（玄秀）　和田四郎入道（行快）門真弾正忠入道（寂真）　杉原左近将監（光房）　松田右近入道　青砥左衛門尉　佐藤九郎左衛門尉　中沢又四郎

椙原伊織定良家

元文四年九月椙原伊織提出

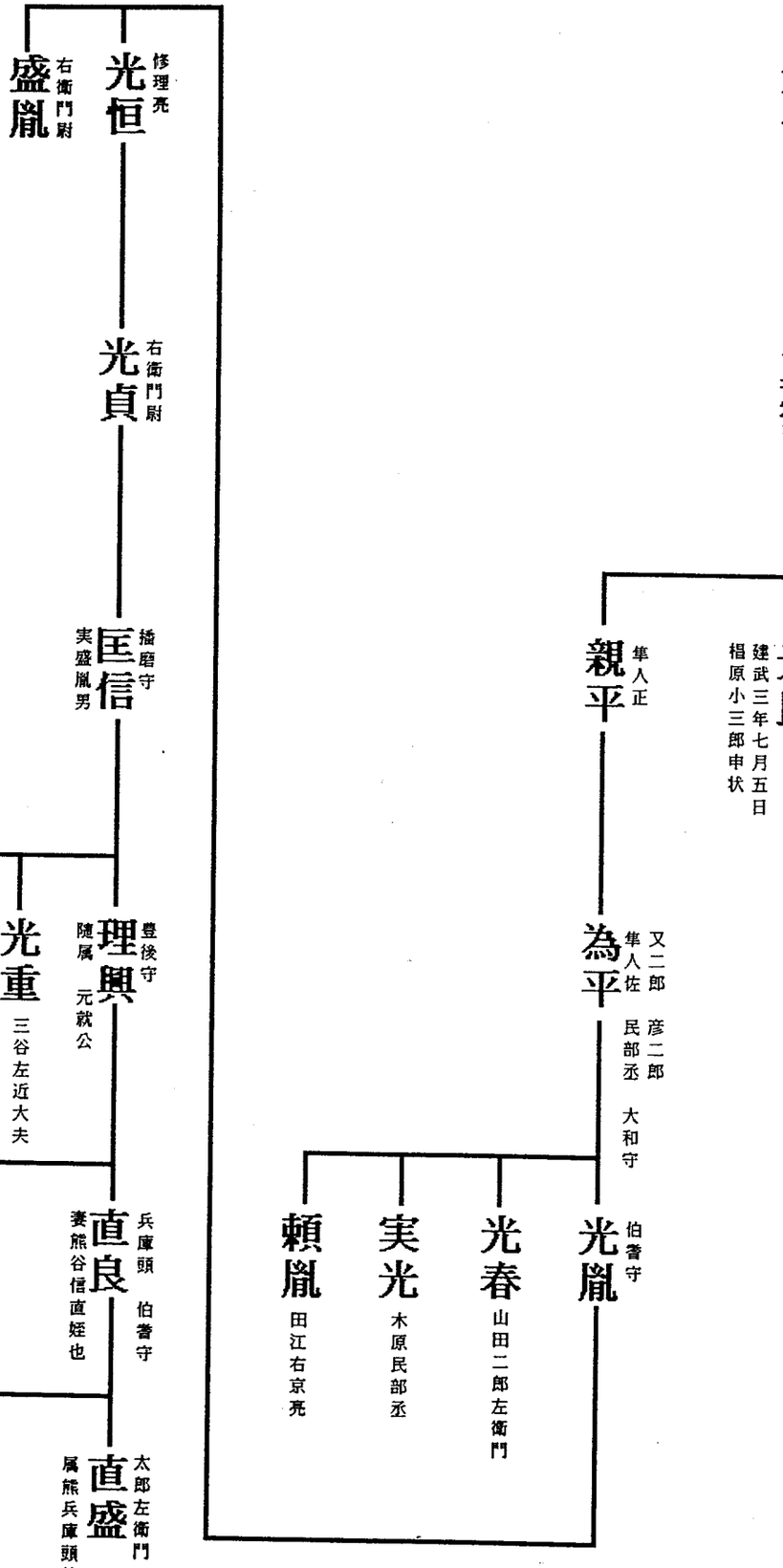

木梨平左衛門恒通家系図

明和四年正月木梨平左衛門提出

- 真観　梶原　按察公　梶原　隼人佐　又為憲初彦二郎
  - 某　備後国深津郡野上村　能満寺住職
  - 胤平　木梨　梶原　又太郎　彦太郎　左衛門尉　従五位下
    - 信平　備後国御調郡木梨庄鷲尾城主
      - 為平　梶原　又次郎民部丞　備後国御調郡木梨庄家城城主
        - 光胤　梶原
          - 光恒　梶原
            - 光貞　梶原
      - 匡信　梶原　播磨守　備後国沼隈郡山手城主
        - 理興　梶原　豊後守
          - 盛重　梶原　播磨守　妻興元公御女　備後国安那郡神辺城主
            - 元盛　梶原　又次郎　為景盛見殺
            - 景盛　梶原
            - 全佐　梶原　殺景盛報元盛之仇後自殺家断絶
      - 光信　梶原　太郎左衛門尉　木梨　千代松丸
        - 光盛　梶原　太郎左衛門尉　木梨　千代松丸　観応三年六月二日従尊氏将軍備後国高洲庄
          - 元盛　梶原　又太郎　左衛門尉　木梨　但馬守　或恒良
            - 元直　梶原　又太郎　左衛門尉　木梨　蔵人大夫修理亮取道恒
              - 光恒　梶原　木梨　為尼子義久天文十二年六月、於木梨自殺
                - 隆盛　梶原　木梨　元就公御代御奉公
          - 光忠　高洲　梶原　太郎　彦五郎
            - 元忠　高洲　梶原　法師　駿河守
              - 盛忠　高洲　梶原秋　又太郎　左衛門尉　中務丞　駿河守

高洲梶原略系図（新修「尾道市史」）

- 光信　梶原　太郎左衛門尉　木梨　千代松丸
  - 光盛　梶原　太郎左衛門尉　木梨　千代松丸　観応三年六月二日従尊氏将軍備後国高洲庄
    - 行勝　高洲　梶原　彦太郎

高洲長左衛門尉盛英家

寛保元年五月高須長左衛門提出

- 光平　梶原本郷　木梨焼野祖伯耆守　備後国中条城主
  - 員平　民部丞
    - 真観　按察公　河内守
      - 胤平　梶原　彦四郎　隼人佑
        - 信平　梶原　本郷太郎　左衛門尉　従五位下　母深津泰綱女　在備後国御調郡本郷
          - 為平　木梨　亦二郎　大和守　民部丞　母同　在備後国御調郡木梨
      - 邦平　右衛門尉
      - 宗光　四郎　左衛門尉
      - 貞平　巌崎七郎　母住備後国巌崎
      - 忠綱　四郎　母山手方
      - 恒清　玄蕃允　母六波羅奉行
    - 忠勝　梶原　或為憲　彦四郎　隼人佑
- 光信　梶原　千代松丸　太郎左衛門尉　住御調郡本郷
  - 光盛　梶原　千代松　太郎左衛門尉　住御調郡本郷　観応三年六月二日従尊氏将軍、賜備後国高洲庄
    - 行勝　梶原　高洲　彦太郎　号福田太郎　住備後国高洲　従此時称梶原高洲
      - 光忠　梶原　高洲　彦五郎　太郎　応永三十年従父行勝、譲状有之
        - 元忠　梶原　高洲　法師　駿河守　父光忠ヨリ　永享八年七月廿日譲状有之
          - 盛忠　梶原　高洲　駿河守　文明四年八月廿八日兄元忠ヨリ譲状有之
        - 盛忠　為兄元忠嗣子
        - 女　梶原播磨守匡信妻
        - 盛定
        - 忠勝

杉原氏系図（『尊卑文脈』）

- 貞衡（安野津三郎 帯刀 左衛門尉掃部助）
  - 貞清（安野津三郎 中宮長）
    - 清綱（桑名富津二郎 鷲尾富津二郎）
      - 維綱（後白河院御代西国海賊蜂起之時令静謐直任右衛門尉 右衛門尉桑名三郎 号鷲尾左衛門尉）
        - 良平（丹後九郎 号桑名九郎）
          - 桓平（摂津守従五位下 文治五年奥州合戦之時御供仕抽忠勤）
- 宗平（大和三重才流）
  - 行平（大和流 六郎）
  - 俊平（山城守従五位下 周防守）
  - 政平（三重流）
- 光平（杉原 本郷 木梨 焼野以下流 杉原流 伯耆守）
  - 員平（民部丞 従五位下）
    - 忠綱（杉原 惣領 四郎）
      - 親綱（主計允）
        - 時綱（左将監）
          - 光方（伯耆守 房イ）
            - 直光（伯耆守）
              - 満平（四郎右衛門尉 （た左））
                - 光親（彦太郎）
          - 親光（従五位下 民部丞）
            - 詮光（左将監）
    - 光綱（従五位下 民部丞）
      - 盛綱（三郎）
  - 邦平（右衛門尉）
    - 親氏（新右（また左）衛門尉）
- 恒清（杉原 焼野 玄蕃允）
  - 清平（四郎左衛門尉）
    - 弘綱
  - 心光（杉原 僧三位房）
    - 明平（兵庫允）
      - 政綱（兵庫允）
        - 満盛（兵庫允）
          - 賢盛（歌人 法名宗伊 伊賀守）
            - 長恒（安木守）
              - 孝盛（伊賀守）
                - 晴盛（兵庫助）
            - 行盛（法印才大僧都）
            - 行賢（法印才大僧都 多門院）
            - 行賀（門跡三位房 橋本 観修寺坊官）
        - 政光（五郎右衛門尉）
          - 行光（玄蕃允）
- 真観（本郷 木梨才流 按察公）
  - 胤平（隼人佑）
    - 信平（従五下 左衛門佐）
      - 光信（太郎左衛門尉）
        - 光盛（太郎左衛門尉）
      - 胤信（右兵衛尉）
- 為平（木梨 民部丞）
  - 光胤（従五下 備中守）
    - 光恒（修理亮）
    - 盛胤（右衛門尉）
  - 光春（次郎左衛門尉）
  - 実光（民部丞）
  - 頼胤（右京亮）
- 宗光（四郎左衛門尉）
  - 泰綱（淡路守）
    - 国綱（建武二正十六四宮川原 合戦討死 又三郎）
      - 仲綱（新三郎）
        - 宗綱（※）
    - 泰能（伯耆守）
      - 宗綱（又三郎為仲綱子）
- 一綱（四郎）

1. 鎌倉時代末・南北朝初期(建武～文和年間)の史料に現れる杉原氏

No.	人名	実名	家系	文書名	保管先	年代	西暦	内容	備考
1	杉原右(左カ)近将監	時綱	八尾カ	六波羅御教書	高野山興国寺文書	嘉元三年三月	1305	大田庄山中郷公文の年貢抑留を究済	両使:土肥六郎
2	杉原七郎入道	不明	不明	奥州引付番文	建武年間記	建武元年正月	1334	奥州、引付　一番	
3	杉原淡路守	泰綱	深津	室町幕府奉行人施行状	浄土寺文書	建武三年三月	1336	因島地頭職の打渡し	両使:大田弥五郎(三善貞冬)
4	杉原又二郎	為平	木梨	足利尊氏下文写	椙原文書	建武三年三月	1336	備後国木無庄地頭職への補任	
5	杉原小三郎	光良	木梨	椙原光良軍忠状	椙原文書	建武三年七月	1336	建武三年の軍忠を注進し、高師直の証判を得る	
6	杉原淡路三郎	国綱カ	深津	御的日記		康永三年正月	1344	幕府弓場始射手	康永四年、錦小路亭弓場始射手
7	杉原左近将監	光房	八尾	足利直義下知状	浄土寺文書	暦応四年十月	1342	相尋守護人細河頼春・杉原左近将監光房之所	
8	杉原民部丞	親光	八尾	室町幕府禅律方頭人奉書	浄土寺文書	貞和三年六月	1347	浄土寺利生塔領所への濫妨停止	両使:宮平太郎(盛重)
9	杉原餘四郎	国遠	深津カ	長井聖重譲(維重)状	長門田総家文書	貞和五年三月	1349	杉原餘四郎国遠依有對論之子細、	石成庄下村地頭職をめぐる相論
10	杉原彦次郎	為憲	木梨	椙原為憲官途申文	長門高洲家文書	観應二年二月	1351	隼人佑の官途を望み、尊氏に許される。	胤平カ
11	杉原彦太郎	信平	木梨	足利義詮袖判下文写	福山史料	観應二年二月	1351	備後国福田庄・高洲地頭職への補任	
12	杉原千代松丸	光信	木梨	足利義詮軍勢催促状写	椙原文書	観應三年六月	1352	備後国凶徒退治に関する軍勢催促	守護職岩松禅師房への協力

2. 杉原光房関係文書

No.	文書名	保管先	年代	差出所	宛所	内容	備考
1	足利直義下知状	浄土寺文書八七	暦応四年十月廿三日	足利直義	浄土寺	浄土寺領金丸名事	相尋守護人細河頼春・杉原左近将監光房之所
2	引付番文	結城文書	康永三年三月廿一日			五番　杉原左近将監	
3	三方内談方	結城文書	康永三年三月廿一日			三方　杉原左近将監	
4	杉原光房施行状	肥前修学院文書	貞和七年二月十八日	散位(花押)	宇都宮常陸前司(冬綱)	筑後国背振山御寄進地の遵行	
5	杉原光房施行状	筑前住吉神社文書	貞和七年二月廿七日	散位(花押)	太宰筑後守(少貳頼尚)	筑前国一宮住吉御寄進地の遵行	
6	杉原光房施行状	肥前武雄神社文書	貞和七年三月十一日	散位(花押)	松浦大河野彦三郎	肥前国武雄社御寄進地の遵行	
7	杉原光房施行状	肥前河上神社文書	貞和七年三月廿一日	散位(花押)	吉田藤二郎	肥前国鎮守河上社御寄進地の遵行	
8	杉原光房施行状	肥前河上神社文書	貞和七年三月廿一日	散位(花押)	多久小太郎	肥前国鎮守河上社御寄進地の遵行	
9	杉原光房書下案	肥前実相院文書	貞和七年四月五日	散位判	西島又太郎	肥前国一宮千栗社雑掌并大宮司等申	推定
10	杉原光房奉書	肥前高城寺文書	観應二年六月十五日	散位(花押)	河尻肥後権守(幸俊)	肥前国高城寺御寄進地の遵行	
11	杉原光房奉書	浄土寺文書六五	観應二年六月廿九日	散位(花押)	宮下野権守(盛重)	浄土寺領への濫妨停止(上村・草村等)	
12	杉原光房奉書	浄土寺文書八五	観應二年六月廿九日	散位(花押)	宮下野権守(盛重)	浄土寺領への濫妨停止(得良郷)	貼紙「杉原左近将監光房殿任伯書守」
13	杉原光房奉書	浄土寺文書八九	観應二年六月廿九日	散位(花押)	工藤右衛門尉	浄土寺領への濫妨停止(得良郷)	貼紙「当国木梨邑城主杉原左近将監光房殿」
14	「祇園執行日記」	「群書類従」	観應三年五月七、八日			祇園社より放火人の引渡を受け獄舎す	侍所奉行人
15	「祇園執行日記」	「群書類従」	文和元年十月十八日			侍所開闔　杉原左近将監	侍所奉行人
16	杉原光房禁制状	浄土寺文書一九	「文和二年三月廿三日」	散位光房(花押)	浄土寺長老侍者御中	備後国栗原・歌嶋浦々寺辺殺生禁断事	
17	島津道鑒注進案	「薩藩旧記」	文和二年十月廿八日			杉原左近大夫	侍所奉行人:戦況報告
18	足利尊氏御判御教書案	「薩藩旧記」	文和三年二月十二日			杉原某	前項の杉原左近大夫と推定される
19	「御評定衆著座次第」	「群書類従」	文和三年五月廿日	杉原左近大夫		三方内談の「披露奉行」	

3. 椙原文書

No.	文書名	年代	差出所	宛所	内　容
1	足利尊氏下分写	建武三年三月四日	足利尊氏	椙原又二郎為平	備後国木梨庄地頭職の宛行
2	椙原小三郎光良軍忠状	建武三年七月五日	椙原光良	御奉行所(武蔵守師直)	
3	足利尊氏御教書	建武三年十二月廿四日	武蔵守師直	朝山二郎左衛門	備後国木梨庄地頭職の施行
4	椙原親光注進状案	貞和三年五月十六日	民部丞親光	御奉行所	備後国浄土寺塔婆造営事、
5	室町幕府禅律方頭人奉書案	貞和三年六月十日	大学頭藤原有範	椙原民部丞	備後国浄土寺塔婆造営料所への濫妨停止
6	足利高氏書状写	年欠　六月十日	足利高氏	鳴津上総入道	鎮西合戦次第注進状への返報
7	足利高氏感状写	年欠　八月二日	足利高氏	鳴津上総入道	大隅薩摩凶徒退治への感状
8	足利直義御教書写	貞和四年正月十二日	足利直義	鳴津上総入道	吉野退治への軍勢催促
9	足利尊氏袖判官途挙状写	観應二年二月日	椙原彦次郎為憲	足利尊氏	
10	足利義詮袖判下文写	観應二年二月十二日	足利義詮	椙原彦太郎信平	備後国福田庄・高洲地頭職の宛行
11	足利義詮軍勢催促状写	観應三年六月廿三日	足利義詮	椙原千代松丸(光信)	備後国凶徒退治事、所差遣岩松禅師房頼宥
12	足利義詮御感御教書	文和二年八月七日	足利義詮	椙原小三郎左衛門尉	京都での軍功を賞す
13	細川頼之書下	延文四年四月一日	右馬頭細川頼之	椙原小三郎左衛門入道	造営料所への濫妨停止カ
14	大友義鎮書状	年欠　卯月六日	大友義鎮	杉原豊後守	大内義長への合力以来

4. 浄土寺禁制

文書名	年代	西暦	差出所	宛所	内　容
足利直冬禁制	観應二年七月一日	1351	足利直冬		浄土寺・曼陀羅寺々邊并當寺領内山野河海殺生禁断事、
椙原光房禁制状	文和二年三月廿三日	1353	散位光房	浄土寺長老	栗原保・歌嶋浦々寺邊殺生禁断事、
椙原信平禁制	延文三年三月廿日	1358	左衛門尉信平		尾道浄土寺々邊殺生禁断事、
椙原為平書状	延文三年三月廿日	1358	為平	浄土寺方丈	抑尾道浦中殺生禁断事、
左近将監重尚書状	貞治四年二月廿二日	1365	左近将監重尚	浄土寺長老	於浄土寺殺生禁断所、供采人等假社家威、